

国立研究開発法人農業環境技術研究所の平成26事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣による平成26年度の総合評価が「B」評価（標準評価）であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣による平成26年度の総合評価が「B」評価（標準評価）であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。
----------	---

3. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	平成26事業年度評価における主な指摘事項*1	平成27年度の運営、予算への反映状況*2
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p>（経費の削減） <今後の課題> 不適正な経理処理事案については、検収体制の強化等再発防止策に取り組んでいるところであるが、二度とこのようなことを起こさないよう今後の確実な取組を求める。</p> <p>また、引き続き1者応札や競争性のない随意契約の解消、複数年契約の実施等に取り組むことにより、さらなる経費の節減に努めることを求める。</p> <p><審議会の意見> 適正な経理処理がなされることを期待する。</p>	<p>法人統合後の契約事務手続きに係る執行体制及び審査体制の整備・執行等が適切に行われるよう、内部統制の充実・強化に向けた規程類の整備・運用を進めた。</p> <p>調達等合理化計画に基づき進捗状況の点検を行い、自己評価した内容を契約監視委員会に事後点検を受け、その後の計画に反映させた。</p> <p>上記を実行することにより、適正な経理処理の確保に努めた。</p>
	<p>（評価・点検の実施と反映） <今後の課題> 今後は成果の創出にとどまらず、研究成果の社会還元がより強く求められる。現場の問題を解決しうる成果が創出されるよう、評価・点検体制の改善を求める。</p>	<p>第三期中期目標期間においては、当該年度に得られた主要な成果のうち、施策推進上の活用が期待される成果として「主要研究成果」を選定し、広く公表するとともに、研究業績評価の際にも高く評価する仕組みとしてきた。また、研究成果の普及・利用状況の点検にあたっては、研究における活用だけでなく、農業現場、企業及び行政での活用を考慮する等、問題解決に直結する成果が創出されるよう、行政や外部有識者の</p>

	<p>意見を求める会議の開催等体制の整備に努めてきた。その結果として、低カドミウムイネ品種の育成や、IPCC 報告書への成果の引用等の結果が得られている。しかしながら、評価・点検体制のさらなる改善については、対策の検討と実施に時間を要することから、来年4月からの新法人において、評価・点検体制が問題解決型成果の創出に向けた効果的なものとなるよう統合4法人で検討を行った。</p>
<p>(研究資源の効率的利用及び充実・高度化) <今後の課題> 統合後の体制においては、研究施設・機械の有効活用や集約化等による維持管理費の一層の抑制を期待する。</p> <p>また、農林水産研究基本計画（農林水産省農林水産技術会議事務局平成27年3月）においては、都道府県の農業革新支援専門員等の現場関係者と密に情報・意見交換を行い、ニーズの把握や課題抽出に取り組むコミュニケーターや産学官連携を推進する専任のコーディネーターの配置を求めているところである。統合を予定している法人と連携の上、これら人材の確保・育成に向けた取組を求める。</p>	<p>施設等の老朽化が進む中、新たな研究体制に応じた有効活用方を講ずるとともに、研究環境の維持及び整備を計画的に実施することで、将来的な維持管理費の抑制を図ることとした。</p> <p>当研究所においては、共同研究や、依頼研究員、技術講習生の受入れ及び農業環境技術公開セミナーを都道府県の農業研究機関と共催で開催する等現場関係者との積極的な情報・意見交換に努めてきた。また、3名の研究コーディネーターが対外的な窓口となり、当該分野の研究推進において、都道府県との調整や連携強化の役割も担っていた。統合法人においては、これまでに得られた経験を踏まえ、コミュニケーターやコーディネーターとしての人材の確保・育成に貢献していくこととした。</p>
<p>(研究支援部門の効率化及び充実・高度化) <今後の課題> 法人統合に向けては、これまで取り組んだ業務の共通性の洗い出しを踏まえ、システム・体制の円滑な統合に向けた検討を求める。</p>	<p>法人統合に向けて、研究支援部門全体の効率化、高度化を図るため、4法人統合準備委員会の下に設置されたワーキンググループにおいて、研究管理業務、研究技術支援、情報システム、薬品管理等に関するシステム・体制の検討及び準備を行った。統合後の新法人において業務を効率的に実施できるよう、システム・体制の円滑な統合に向けた検討を進めた。</p>
<p>(産学官連携、協力の促進・強化) <今後の課題> これまでも農研機構とは共同研究等を推進してきたが、統合に向けては一層のシナジー効果を求めて、課題間の連携や一貫した研究推進体制について、具体的な議論を進めることを求める。</p>	<p>農研機構とは、農業関係研究開発法人間の研究協力に関する協約書に基づいた協定研究、共同研究の実施のほか、人事交流も行い緊密な連携を行ってきた。統合後の研究推進体制については、一層のシナジー効果が発揮できるよう課題間の連携や一貫した研究の推進に向けて、議論を進めた。</p>

	<p>(海外機関及び国際機関との連携の促進・強化) <今後の課題> 統合後の新法人においても、農業に関する環境科学分野での国際的なイニシアチブ確保に向けて、今後も取組を期待する。</p>	<p>統合後の新法人において、世界を視野に入れた研究推進の強化は、研究開発の成果の最大化に必要な事項として重視される予定である。農業環境科学分野においては、モンスーンアジア地域における研究のリーダーシップの発揮や、IPCC、GRA、IPBES等の国際的な研究ネットワーク等に積極的に参画する等、国際的なイニシアチブ確保に向けて、引き続き、取り組んでいる。</p>
<p>その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</p>	<p>(人事に関する計画) <今後の課題> 引き続き、多様な雇用形態による人材確保や、女性研究員の採用、登用について期待する。</p>	<p>平成27年度は、任期付研究員を4名採用した。うち、外国人研究員を1名、女性研究員を2名採用した。また、女性研究員を利益代表者となる企画戦略室長に登用した。引き続き、人材の確保及び女性研究者の登用等に努めてまいりたい。</p>
	<p>(法令遵守等内部統制の充実・強化) <今後の課題> (発生した事案ごとに)再発防止策を策定し、実施しているところであるが、二度とこのようなことを起こさぬよう今後の確実な取組を求めるとともに、内部統制及び監事監査機能の強化と、役職員のコンプライアンス意識の向上を図るための具体的な対策の策定と実施を強く求める。</p> <p><審議会の意見> 過年度の植物防疫法違反事案に加え、26年度さらに不適正な経理処理事案の発覚等、不祥事案件が発生したことは極めて残</p>	<p>内部統制の充実・強化については、平成27年4月1日に施行された改正通則法においても内部統制の強化が求められていることから、業務方法書において監事監査機能の強化等を含め内部統制システムの整備に関する事項を新設した。これに伴い、役員会規程、監事監査規程を改正し、また、当研究所における「内部統制の推進に関する基本方針(平成27年6月23日)」を策定、これに基づいて「リスク管理及び危機対策に関する規程(平成27年6月23日)」を制定した。研究不正行為については、既存の「独立行政法人農業環境技術研究所の配分する資金における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を「研究活動の不正行為への対応に関する規程」に改正し、「研究活動の特定不正行為に係る調査等に関する要領」や「研究記録の作成及び管理等に関する要領」を新規に制定した。また、役職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、規程に基づき研究倫理に関して、講義形式とe-learningによる研修を行った。さらに、公的研究費の運営・管理については、昨年度に引き続き、職員を対象とした研修を実施するとともに、規則の遵守等に関する誓約書を提出させる等、再発防止対策を実施した。</p> <p>不適正な経理処理事案の発生を踏まえ、平成26年度から全容解明に向けた調査を開始し、平成26年12月19日に中間報告、平成27年</p>

<p>念であるが、早期の全容解明と原因分析、及び内部統制強化策を早期に実行されたい。</p> <p>植物防疫法に基づく輸入時の検査を受けずに種子を輸入した事案の再発防止については、農水省所管の法人として徹底していただきたい。</p>	<p>12月22日に最終報告を公表した。この調査結果及び要因分析を踏まえ、再発防止策の継続及び徹底を図っており、今後とも内部統制の充実・強化に向けた規程類の運用が遵守されるよう教育及び業務実施状況等の把握を継続している。</p> <p>平成26年2月に発覚した植物防疫法違反を受けて、同年に改正した輸入禁止品等管理規程に基づき、外部研究者の受け入れも含め研究の企画立案段階から輸入禁止品等の使用、持込を担当部署で把握し、農林水産大臣への利用状況報告については、輸入禁止品等利用研究管理委員会で十分な審議の上で実施することとした。また、職員に対する教育訓練も実施し、総合的な管理強化に努めた。</p> <p>情報セキュリティ対策について、一層の強化を図るために、法人統合時には、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠した規程に改めるとともに、ネットワーク及びPC等の管理体制を一新することとした。</p>
--	---

- *1：＜今後の課題＞は主務大臣からの指摘事項を、＜審議会の意見＞は農林水産省国立研究開発法人審議会からの指摘事項を示す。
- *2：農業環境技術研究所は平成28年4月1日に農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び種苗管理センターと統合したため、運営、予算への反映状況は平成27年度についてのみ、記載。平成28年度については、農研機構の反映状況に記載。